

## 産学連携・協力に関する基本協定書

中京大学（以下「甲」という。）と西尾信用金庫（以下「乙」という。）は、産学連携を推進するとともに、地域経済の発展に資する人材を育成するために、連携・協力に関する基本協定を締結する。

### 第1条（目的）

本協定は、甲及び乙それぞれの保有する情報や知的資源を用いて産学連携を推進し、学術研究の振興及び地域経済の発展に資することを目的とする。

### 第2条（連携・協力事項）

前条の目的を達成するために、甲と乙は次に掲げる事項において連携・協力をする。

- (1)教育、人材の育成及びインターンシップの実施に係る事項
- (2)共同研究に係る事項
- (3)地域社会、地域企業の発展への貢献に係る事項
- (4)地域の経済情報、動向等の情報交換及び発信に係る事項
- (5)甲または乙が開催するセミナーの共同開催及びセミナー講師の派遣に係る事項
- (6)その他産学連携に係る事項

### 第3条（秘密保持義務）

甲、乙は、本協定に基づく連携において相手方から提供された情報を、第1条に定める目的の範囲内で利用するものとし、相手方の事前の承諾なく第三者に開示または洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1)相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2)相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3)法令により開示を求められたもの

2 甲、乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による機密保持の義務を負う。

### 第4条（反社会的勢力の排除）

甲、乙が、次の各号のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲、乙が本項の規定により本協定を解除した場合、解除された当事者に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1)甲、乙又は、甲、乙の役職員もしくは実質的に経営に関与する者または従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合

- (2)甲、乙又は、甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3)前各号に掲げる場合のほか、甲、乙又は、甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- (4)甲、乙又は、甲、乙の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

### 第5条（有効期間）

本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、本協定書の有効期間満了日の3ヶ月前までに、双方のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### 第6条（その他）

本協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。また、本協定書に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、甲乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。


本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、署名捺印の上、各々1通を所有する。

2017（平成29）年 12月 26日

甲：愛知県名古屋市中区八事本町 101-2

中京大学

学長

安村 仁志 

乙：愛知県西尾市寄住町洲田 51 番地

西尾信用金庫

理事長

近藤 実 